

【情報提供】

農地への侵入防止柵（電気柵等）設置に係る補助制度について

○国による補助制度

- 採択要件：侵入防止柵設置に係る受益戸数が3戸以上であること。
侵入防止柵を設置する場所は、農地等であること。
設置する侵入防止柵の耐用年数が5年以上であること。
- 補助額：農家・地域住民参加型の直営施工（自力施工）の場合、資材費全額補助

○町による補助制度

- 採択要件：国の補助事業に合致しないこと。（同じ場所で二重に補助は受けられません。）
侵入防止柵設置に係る受益戸数は1戸以上であること。（1戸でも可能）
侵入防止柵を設置する場所は農地であること。
設置する侵入防止柵の耐用年数が5年以上であること。
- 補助額：資材費の1/2以内の額。受益者1戸に10万円を限度とする。

※詳細は、農林振興課までお問い合わせください。



イノシシによる被害写真

イノシシ

- 被害対策のポイント -



イノシシの分布

イノシシは偶蹄目（ウシ目）イノシシ科に分類され、北アフリカの一部からユーラシアに広く分布する。日本に生息するイノシシは、本州・四国・九州および周辺の島嶼に生息するニホンイノシシと奄美大島・徳之島・沖縄島・石垣島・西表島に生息するリュウキュウイノシシの2亜種に分類されています。

日本では狩猟などにより一時個体数が減少しましたが、気候の温暖化や耕作放棄地の増加等の要因により、全国的に生息域及び農業被害とも増加しています。

平成23年9月に一関市において岩手県で初めてイノシシが捕獲され、生息域を北へ北へと広がっています。

平泉町では平成25年頃から平泉地区でイノシシの被害が確認され、平成28年度に3頭捕獲されて以来、毎年捕獲頭数は増加し、令和元年度は20頭捕獲されている状況です。

令和元年度9月19日、長島地区（深山地内の水田）で初めてイノシシの被害が確認されました。

平泉町農林振興課

1 イノシシについて知ろう！



(1) 体の大きさ (成獣 (大人個体の場合))

- 全長は約 100~200cm
- 体重は約 110kg
- 寿命は 5~10 年

(2) 体の特徴と行動

- 犬の 4 から 5 倍といわれる優れた嗅覚を持つ大きな鼻と短い首が特徴で、性格はおとなしい動物です。
- 昼行性ですが、警戒心が強く人間を避けて行動するため、昼間は草深いところなどに潜んでいて、田畑へは人が居ない夜間に侵入します。滅多に人前に姿を現しませんが、一端慣れると大胆不敵になります。
- 行動範囲は周囲 2~3 キロとされています。成獣は助走せずに 1m 以上の跳躍力を持ちますが、防護柵などの障害物は上を超えるよりも下をくぐって通り抜けようとする傾向があります。(幼獣は 15 cm 格子を通り抜け、成獣は 20 cm 程度の隙間は潜り抜けます。)
- 海や湖を泳ぐこともできます。
- 鼻は臭いをかぐだけでなく、土地を掘る、障害物を動かすときにも使います。(50~60 kg の重さを持ち上げ押し動かすことができます。)
- 鼻先は敏感で電気柵等の電気刺激には弱いですが、体毛は太く剛毛で体が電気柵に触れても平気です。
- 非常に優れた学習能力や記憶力を持っていて、一度入った水田や畑は何度も被害を受けることがあります。

(3) 繁殖

- 1 年に 1 回子供を産みます。発情期は 12~2 月の冬期間で、妊娠期間 4~5 カ月です。
- 4~6 月に平均 4~5 頭と多産で、春の繁殖に失敗した個体は、秋に出産することがあります。
- 満 2 歳で初産を迎えるため繁殖能力が高いです。

(4) 食べ物

- 雑食で、人間の食べるものなら何でも食べます。イモやタケノコ、さらにはイネの穂、昆虫の幼虫、草や木も食べます。

2 集落ぐるみで「エサ場」「隠れ場」をなくしましょう！

(1) 近づけない

- 収穫しない果実、落下した果実のほか畑に野菜などを放置しないでください。
- 家庭から出た生活ゴミ、廃果果実を堆肥がわりに農地や庭先に放置しないでください。
- 所有者が不明、あるいは誰も収穫せず放棄されたカキなどの果樹は、イノシシの恰好のエサ場となるので、地域の合意のうえ伐採しましょう。

○耕作放棄地や田畑周辺のヤブは、イノシシの隠れ場所になるので、地域ぐるみで刈り払いを行い見通しを良くしてください。刈払えば刈払うだけ効果があります。

○刈払った草は、必ず片付けてください。放置したままだと草の下にミミズが集まりイノシシを呼び寄せることとなります。

(2) 侵入させない

○侵入防止柵 (電気柵、金網柵、トタン板等) を設置して、集落・農地に侵入させないようにしましょう。設置する場合、飛び越えられない十分な高さを確保するとともに、くぐり抜ける隙間ができないようにしましょう。

○中山間地直接支払制度や多面的機能支払制度を活用して、彼岸花やハーブを植える等緩衝帯を設けましょう。

○緩衝帯の整備としては牛や羊、山羊の放牧も効果があることがわかっています。

(3) 捕獲する

○捕獲は、町からの捕獲許可を受けた方々が、わなや銃により行います。

○捕獲時において、錯誤により他の動物を捕獲してしまった場合や、捕獲した動物を処理する際に、適正に対処する必要がありますので、狩猟免許、狩猟経験及び保険を必要としています。

○捕獲にあたっては、鳥獣保護管理法等関係法令を遵守して捕獲にあたります。

被害を軽減するためには、集落全体での対策が不可欠です。一人ひとり防除の意識を高め、上記の手法を組み合わせた対策を、集落ぐるみで取り組みましょう！！

【鳥獣被害等に関するお問い合わせ】

平泉町農林振興課

電話 46-5564 / FAX 46-3080

Mail norin@town.hiraizumi.iwate.jp

- ・ 狩猟免許の取り方を教えてほしい
- ・ 有害獣を捕獲してほしい
- ・ 箱わなを貸してほしい

(出自)「野生鳥獣被害防止マニュアル - イノシシ -」農林水産省生産局

